

浅口市

高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度（2024年度～2026年度）

概要版



令和6年3月

浅口市

だれもが健やかに暮らし支え合う地域づくり

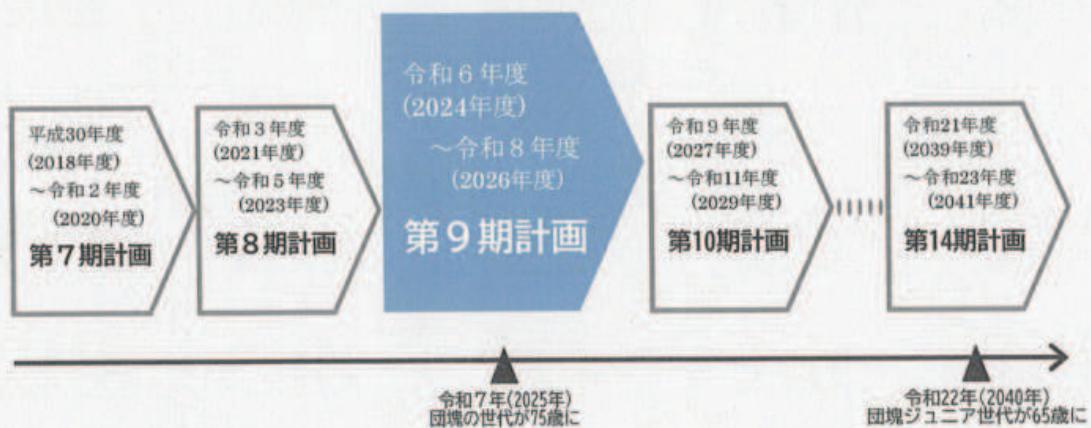
計画の策定について

浅口市の高齢者人口は増加傾向にあり、令和7（2025）年には、高齢化率は36.9%に達する見込みとなっています。さらに同年には、いわゆる「団塊の世代」のすべてが75歳以上となるほか、令和22（2040）年には、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となるなど、人口の高齢化はさらに加速し、高齢化率は39.0%になると見込まれています。

現役世代の減少が顕著となっていることから、地域の高齢者介護を支える担い手の確保や介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、介護サービスの提供体制の最適化を図る取組なども重要な要素となっています。

このような状況を踏まえて、本計画は本市における高齢者施策及び介護保険事業の取組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取組むことで、すべての高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心した生活を送ることができるよう、「だれもが健やかに暮らし支え合う地域づくり」を築くため策定するものです。

令和22年(2040年)までの中長期的な視点に立った計画の策定



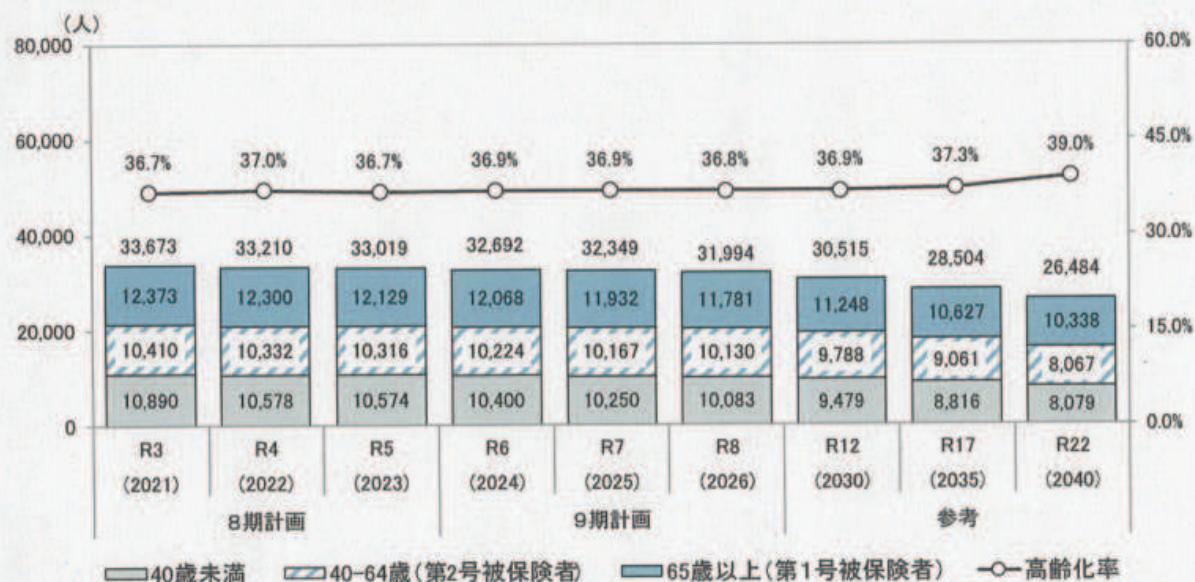
計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の2つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

本市の人口及び認定者数等の見込み

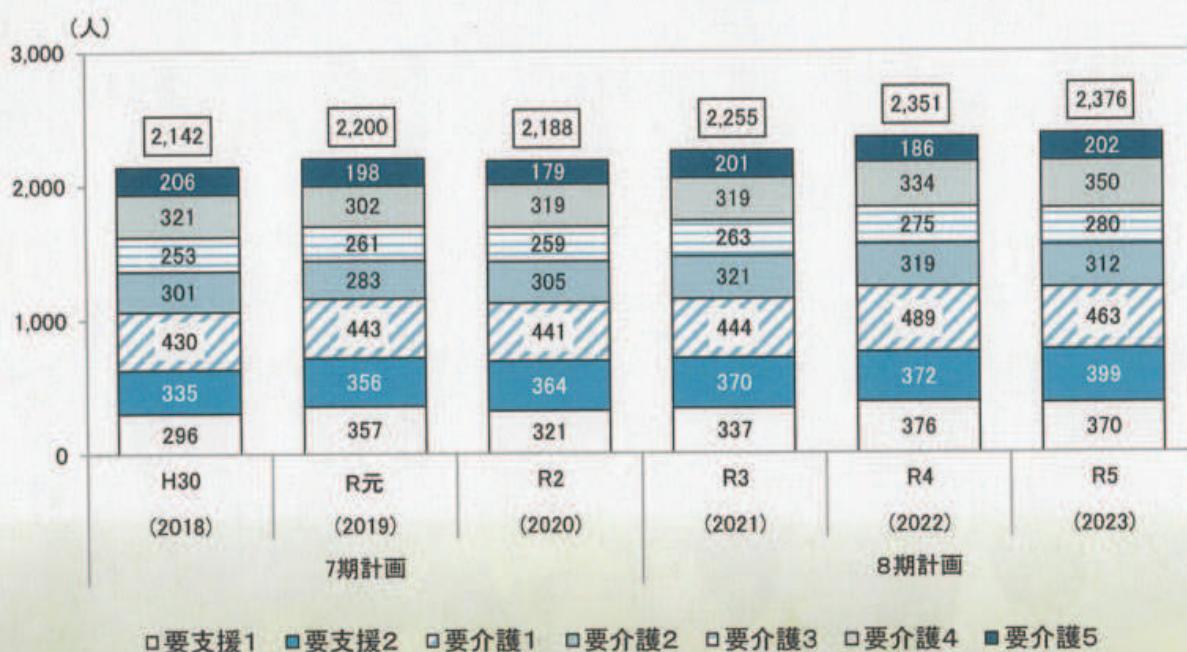
1. 将来人口推計

本市における将来人口推計をみると、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える令和7（2025）年には高齢者人口は11,932人、高齢化率36.9%、また、「団塊のジュニア世代」が65歳を迎える令和22（2040）年には、高齢化率が39.0%になると予測されます。



2. 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけてすべての介護度で増減を繰り返していますが、要支援1、要支援2は増加傾向にあります。

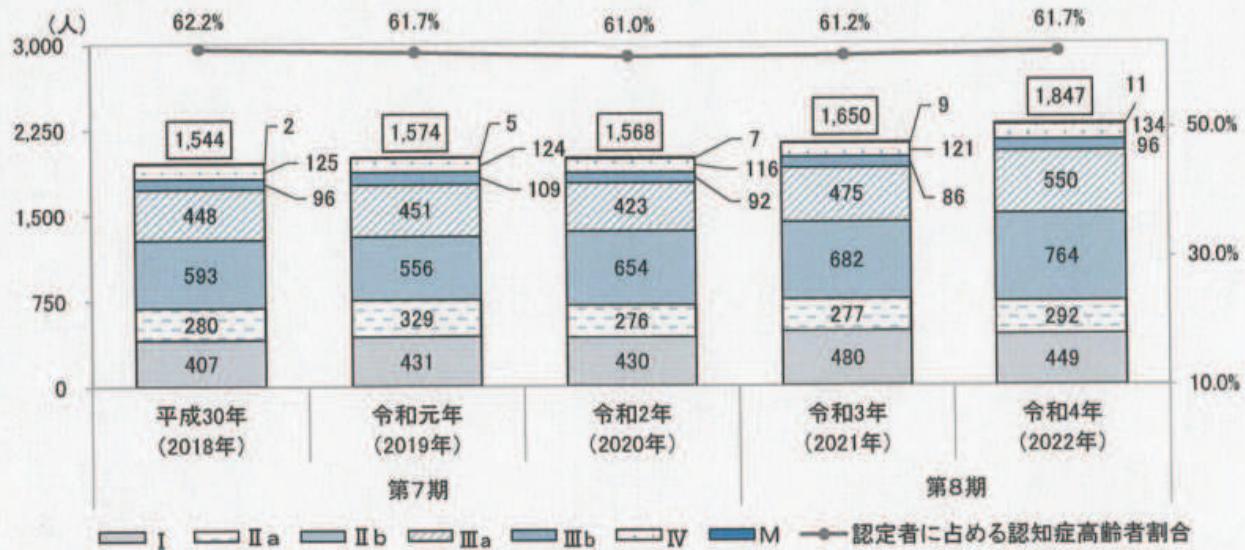


□要支援1 ■要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 ■要介護5

3. 認知症高齢者の日常生活自立度の推移

認知症自立度Ⅱa以上の推移をみると、平成30年の1,544人から令和4年の1,847人へと303人増加しており、特に認知症自立度Ⅱbの増加がみられます。
認知症自立度Ⅱa以上の割合は、令和4年では61.7%を占めています。

区分	第7期			第8期	
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
要支援・要介護認定者数	2,482	2,552	2,570	2,695	2,992
自立	531	547	572	565	696
I	407	431	430	480	449
IIa	280	329	276	277	292
IIb	593	556	654	682	764
IIIa	448	451	423	475	550
IIIb	96	109	92	86	96
IV	125	124	116	121	134
M	2	5	7	9	11
認知症自立度Ⅱa以上認定者数	1,544	1,574	1,568	1,650	1,847
認定者に占める認知症高齢者割合	62.2%	61.7%	61.0%	61.2%	61.7%



※資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」各年10月末日現在

※本指標の「認知症自立度」は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された認知症高齢者の日常生活自立度を指します。

高齢者施策の将来ビジョン

基本目標 1 地域コミュニティと地域包括ケアシステムの充実

高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、地域や近所でのつながり、行政、各種関係機関、民生委員・児童委員、福祉委員、NPO、ボランティア等が連携を図り、地域全体のコミュニティづくりを推進します。

また、地域包括支援センターを中心とする地域ネットワークを強化し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

基本目標 2 介護予防・生きがいづくりの推進

高齢になっても健康で可能な限り介護を必要としない状態で活動的に生きがいをもって生活ができるよう、高齢者の健康づくりと介護予防に一体的に取組むとともに、地域において自発的な活動が広く実施され、高齢者自らが主体的に健康づくり及び介護予防に取組む社会の構築を目指します。

基本目標 3 認知症施策の推進

高齢者の約6人に1人が認知症であると言われる現在(令和5年時点)、認知症は誰しも身近な存在となっています。

認知症高齢者が増加するなかで、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防※1」を両輪として施策を推進することを基本とする認知症施策推進大綱の5つの柱※2に沿って、認知症の予防、正しい理解の普及、早期診断・早期発見や地域での見守り体制等の認知症施策を推進していきます。

また、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、国が今後策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえて施策を推進していきます。

※1「予防」：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

※2「5つの柱」：①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開

基本目標 4 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者のライフスタイルやニーズが多様化している現在、これらに対応できる生きがいづくりや社会参加、社会貢献、就労等の活動を支援し、いきいきとした生活の送れるまちづくりを推進します。

また、高齢者やその家族ができるだけ住み慣れた地域で、安心・安全な生活を送れるよう、地域での活動を活発にするとともに、地域づくり活動の担い手となる地域住民との共生を目指す各種サポーターを養成し、見守り体制の構築を推進するとともに、サポーターを中心に住民同士のつながりを意識した介護予防事業の充実に努めます。

【推進施策】

- ・地域での活動を活発にするとともに、活動の担い手となる地域住民との共生を目指します。（各種サポーター）
- ・見守り体制の構築を推進します。

基本目標 5 介護保険制度の円滑な運営

介護サービスの提供体制の確保はもとより、介護保険事業全般の充実と質の向上に向け、質の高い介護サービスやケアマネジメントを実現する様々な施策を推進し、利用者の視点に立った利用しやすい環境づくりを目指します。

また、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、将来にわたって安定したサービス提供ができるよう、介護給付適正化等に取組みます。

浅口市地域包括ケアシステムの考え方

本市では、「地域包括支援センターの機能強化」、「地域リハビリテーションの推進」、「高齢者福祉・介護を担う人材育成と確保」、「地域福祉の推進」等による地域包括ケアシステムの深化・推進に取組んできました。

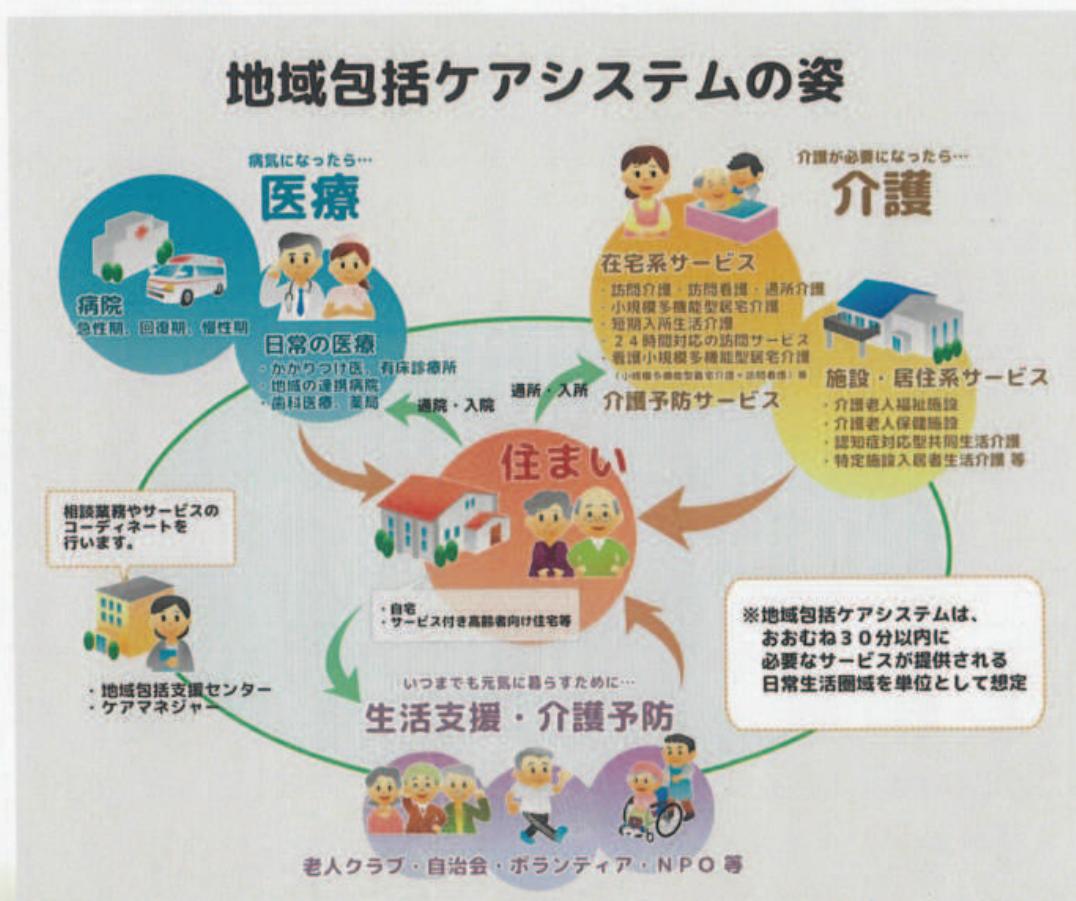
本計画においては令和7（2025）年、さらにはその先の令和22（2040）年見据えて、地域共生社会の実現を図っていく必要があることから、地域包括ケアシステムのさらなる充実を行うことが求められています。

地域における「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制をより強めていくことが、本市の目指す地域包括ケアシステムの姿です。

地域包括ケアシステムとは地域の実情や特性に合った体制を整えていくものであり、全国一律ではなく、各地域で高齢化がピークに達するときを想定し、本市が目指すケアシステムを計画していきます。

ここでいう「地域」とは日常生活圏域を指し、概ね30分以内に駆けつけられる場所を想定しています。高齢者の住居が自宅であるか施設であるかを問わず、健康に関する安心・安全なサービスを24時間毎日利用できることが目的です。

引き続き、本市らしい地域包括ケアシステムを目指して、地域の中で誰が担うか、どのように実践していくかを具体化し、取組んでいきます。



1 住まいと住まい方

生活の基盤として必要な住まいがきちんと整備され、本人の希望と経済力に沿った住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提です。周囲のサポートは必要ですが、それと同時に高齢者のプライバシーや人間としての尊厳が十分に守られた住環境を実現する必要があります。

2 生活支援

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などの要因があっても、尊厳ある生活を継続できるように生活支援を行います。生活支援の中には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く存在し、担い手も多様となっています。

3 介護・医療・予防

個々人の抱える課題に合わせて「介護・リハビリテーション」、「医療・看護」、「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供します。

4 本人・家族の選択

「住まいと住まい方」、「生活支援」、「介護」、「医療」、「予防」の5つの構成要素には含まれないものの、地域包括ケアシステムを支えていく重要な要素として触れておく必要がある部分です。ひとり暮らし・高齢者のみ世帯が主流になっていくことが見込まれる中で、在宅生活を選択することを支えていくとともに、本人とその家族が理解していくことが重要です。

5 自助・互助・共助・公助からみる地域包括ケアシステム

「自助・互助・共助・公助」は、時代とともに範囲や役割を変化させていきます。令和7（2025）年、令和22（2040）年には、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加することが予想されるため、「自助」や「互助」の概念や範囲、役割に新しい形が求められます。

住民間のつながりが希薄になってきている今日では、強い「互助」を期待するのが難しい一方、民間サービス市場が大きく、「自助」によるサービス購入が可能な部分も多いと考えられています。また、自立したコミュニティの形成が期待できれば、民間市場が限定的であっても、「互助」の役割が期待できます。

「共助」、「公助」を求める声が根強いのは確かですが、少子高齢化や財政状況を考えると大幅な拡充は難しいため、「自助」、「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要です。

第1号被保険者の保険料について

第9期計画期間における介護保険事業に要する総事業費の見込額に第1号被保険者の負担割合(23%)、予定保険料収納率(98.0%)、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額等の影響を算定した結果、第1号被保険者の保険料基準月額は5,900円(年額:70,800円)となります。

段階区分	対象者	介護保険料の計算式	介護保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	基準額 × 0.285	20,178円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人 	基準額 × 0.485	34,338円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人 	基準額 × 0.685	48,498円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税を課税されている世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	基準額 × 0.90	63,720円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税を課税されている世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人 	基準額	70,800円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円未満の人 	基準額 × 1.20	84,960円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 	基準額 × 1.30	92,040円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 	基準額 × 1.50	106,200円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 	基準額 × 1.70	120,360円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 	基準額 × 1.90	134,520円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 	基準額 × 2.10	148,680円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 	基準額 × 2.30	162,840円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が720万円以上の人 	基準額 × 2.40	169,920円

浅口市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 《概要版》

浅口市役所 健康福祉部 高齢者支援課

〒719-0243 岡山県浅口市鴨方町鴨方2244-26

TEL : 0865-44-7113 FAX : 0865-44-7110